

厚生労働省発保 0420 第 8 号  
令和 3 年 4 月 20 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

全国健康保険協会特定健康診査・保健指導費の国庫補助の一部改正について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 154 条の 2 及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 113 条に基づく国庫補助金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

## 全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱

## (通則)

- 1 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 154 条の 2 及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 113 条の規定に基づく全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、健康保険法、船員保険法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

- 2 この補助金は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条及び第 24 条の規定に基づき全国健康保険協会（以下「協会」という。）が行う、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって国民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図ることを目的とする。

## (交付の対象)

- 3 この補助金は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「実施基準」という。）により協会が行う特定健康診査等を交付の対象とする。

## (交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次の表の第 1 欄に定める区分毎に、第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に 3 分の 1 を乗じて得た額と第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## (補助金の概算払)

- 5 国は、原則として支払うべき額を確定した後、補助事業者が提出する精算払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、国は補助事業者から適法な精算払請求書を受理してから速やかにこれをしなければならない。

ただし、補助事業者が概算払による支払を要望する場合は、国は補助事業者の資力、補助事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は

効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請手続)

- 7 この補助金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い毎年度12月28日までにを行うものとする。

なお、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができるものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第2による事業実績報告書に關係書類を添えて、翌年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費						
特定健康 診査	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額</p> <table border="1" data-bbox="395 461 967 786"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 461 799 584">実施方法</th> <th data-bbox="799 461 967 584">基準単価 (注)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 584 799 685">基本的な健診項目のみ実施</td> <td data-bbox="799 584 967 685">円 1,668</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 685 799 786">基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</td> <td data-bbox="799 685 967 786">1,755</td> </tr> </tbody> </table>	実施方法	基準単価 (注)	基本的な健診項目のみ実施	円 1,668	基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,755	特定健康診査の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託料、共同事務費（負担金）
実施方法	基準単価 (注)							
基本的な健診項目のみ実施	円 1,668							
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,755							

<p>特定保健 指導</p>	<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1) 当該年度内に初回面接から実績(3ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合</p> <p>次に定める実施方法別に、基準単価を厚生労働大臣が認めた実施人員に乗じた額。</p> <p>ア 動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する支援)</p> <p style="text-align: center;">1,970 円</p> <p>イ 積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する支援)</p> <p style="text-align: center;">5,860 円</p> <p>(2) (1) 以外の場合(特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者や被保険者資格を喪失した者も含む。)</p> <p>実施方法別に次の表の支援段階区分ごとの実施人員に基準単価に乗じた額の合計額。</p>	<p>特定保健指導の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託料、備品購入費、共同事務費(負担金)</p>
--------------------	--	--

<p>ア 動機付け支援（実施基準第7条第1項に規定する支援）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援段階区分</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初回面接の終了まで （初回面接）</td> <td>円 1,580</td> </tr> <tr> <td>初回面接終了後から 実績評価の終了まで （実績評価）</td> <td>390</td> </tr> </tbody> </table>		支援段階区分	基準単価	初回面接の終了まで （初回面接）	円 1,580	初回面接終了後から 実績評価の終了まで （実績評価）	390
支援段階区分	基準単価						
初回面接の終了まで （初回面接）	円 1,580						
初回面接終了後から 実績評価の終了まで （実績評価）	390						
<p>イ 積極的支援（実施基準第8条第1項に規定する支援）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援段階区分</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初回面接の終了まで （初回面接）</td> <td>円 2,340</td> </tr> <tr> <td>継続的支援の開始か ら実績評価の終了ま で（実績評価）</td> <td>3,510</td> </tr> </tbody> </table>		支援段階区分	基準単価	初回面接の終了まで （初回面接）	円 2,340	継続的支援の開始か ら実績評価の終了ま で（実績評価）	3,510
支援段階区分	基準単価						
初回面接の終了まで （初回面接）	円 2,340						
継続的支援の開始か ら実績評価の終了ま で（実績評価）	3,510						
<p>※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。</p> <p>※ 動機付け支援には、積極的支援対象者のうち「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法」（平成25年厚生労働省告示第91号）第2の1（2）アに定めるところにより、動機付け支援相当（初回面接と実績評価の間の必要に応じた支援が180ポイント未満の場合）の支援を行った者を含む。</p>							

（注） 基準単価は、実施にあたって必要な経費から自己負担（3割）を除いた額をもとに設定している。